

象外です。

2 5

すので、

1部(提出用)

を提

※申告書は2部となっていま

務住民課へ問合せください。

下記問合せ先より、役場税

今回初めて申告する人 も申告書が届かない人、

償却資産を所有し

どい

出してください。

償却期間申告期限

申告書の提出期限は



を**役場税務住民課**へ提出してください ※当日消印有効

の申告の際に減価償却費と

して計上できます。

※償却資産とは

税 • 機械、 象となった事業資産は対 課税された家屋、 す。ただし、家屋評価 固定資産税が課税されま の事業用資産(構築物、 している土地・家屋以外 その事業のために使用 軽自動車税の課税対 備品等)をいい、 自動 車

個

営んでいる人は、 商店、農林業等を 、や会社で工場や

却資産は、法人税・所得税 が必要です。 申告された償 毎年償却資産(※)の申告 資産の多少にかかわらず、

申告の方法

昨年も申告した人の場合

類別明細書」に資産の増減を 一償却資産申告書」及び「種 令和4年12月にお送りした 提出してください。

5年1月1日現在に所有して 参考に償却資産申告書を作成 いる事業資産です。 てください。 し、**役場税務住民課**へ提出. 今回対象となるのは、 下の表を

場合は、返信用切手を貼った 要な場合、2部とも提出して **封筒を同封**してください) ください。(郵送で提出する なお(控用)に受付印が必

区分 主な償却資産の例 看板・ネオンサイン、外構工事(門、フェンス、堀、緑化施設等)、駐車場の舗装、 園、屋外の給排水設備、内装・造作(家屋と設備等の所有者が異なる場合)、プレ/ 構築物 建物附属設備 受変電施設、発電機設備、太陽光発電(据置タイプ)、 カーテン、 ブラインド 冷凍•冷蔵機器、加工製造機械、洗車機、農機具(田植機等)、 機械・装置 フォークリフト等建設機械、石油・廃油タンク 等 車両・運搬具 大型特殊自動車、構内運搬機、貨車・客車 コン(壁掛け型)、パソコン等0A機器、医療機器、レジスター、応接セット 工具・機器 キャビネット、陳列棚、ショーケース、事務机・椅子、冷蔵庫、室内装飾品、小型発電機、 ・備品 旅館用設備、自動販売機

問合せ先 役場税務住民課 **☎**75-4117